地球温暖化対策計画の改定について

資料２－３

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

地球温暖化対策計画

- 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画
- 我が国全体の温室効果ガス削減目標を部門別に決定
  （エネルギー起源CO_2については、エネルギーミックスに基づき決定）
- 削減目標実現のための対策を明記

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2	12.35	約6.8程度	▲45%	▲25%
産業部門	4.63	約2.9程度	▲37%	▲７%
業務その他部門	2.38	約1.2程度	▲50%	▲40%
家庭部門	2.08	約0.7程度	▲66%	▲39%
運輸部門	2.24	約1.4程度	▲38%	▲27%
エネルギー転換部門	1.06	約0.6程度	▲43%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O	1.33	約1.15程度	▲14%	▲８%
HFC等４ガス（フロン類）	0.39	約0.22程度	▲44%	▲25%
吸収源	-	約▲0.48程度	-	（▲0.37億t-CO_2）
二国間クレジット（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保			-

国地球温暖化対策計画(案)の概要②

地球温暖化対策計画（案）の構成

はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

第１章　地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

■我が国の地球温暖化対策の目指す方向
① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■地球温暖化対策の基本的考え方
① 環境・経済・社会の統合的向上
② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
⑤ パリ協定への対応
⑥ 評価・見直しプロセス（ＰＤＣＡ）の重視

第２章　温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

■我が国の温室効果ガス削減目標
- 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける

■計画期間
- 閣議決定の日から2030年度末まで

第４章　地球温暖化への持続的な対応を推進するために

■地球温暖化対策計画の進捗管理
- 毎年進捗点検、少なくとも３年ごとに計画見直しを検討

■ 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法
■ 推進体制の整備

第３章　目標達成のための対策・施策

■国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割
■地球温暖化対策・施策
- エネルギー起源二酸化炭素
- 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等４ガス
- 温室効果ガス吸収源対策・施策
- 分野横断的な施策
- 基盤的施策

■公的機関における取組
■地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項
■特に排出量の多い事業者に期待される事項
■脱炭素型ライフスタイルへの転換
■地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）
■海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進
- パリ協定に関する対応
- 我が国の貢献による海外における削減
- 世界各国及び国際機関との協調的施策

別表（個々の対策に係る目標）

■エネルギー起源CO_2
■非エネルギー起源CO_2
■メタン・一酸化二窒素
■代替フロン等４ガス
■温室効果ガス吸収源
■横断的施策

国地球温暖化対策計画(案)の概要③

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

《再エネ・省エネ》

- 「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、自治体が太陽光等の促進区域を設定
- 風力等の導入拡大に向けた送電線の整備、利用ルールの見直し
- 地熱発電の開発加速に向けた科学データ収集・調査、地域調整
- 住宅や建築物の省エネ基準の義務付け拡大
- 家電などの省エネ基準の引き上げ
- 省エネ機器の導入補助金、税制措置

《産業・運輸など》

- 2050年に向けたイノベーション支援
  →2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- 電動車の充電設備、水素ステーション導入支援
  →2030年までに新車販売に占める次世代自動車を5～7割に
  →2035年までに電動車100%に
- ノンフロンの冷凍冷蔵機器の技術開発・導入支援

《横断的取組》

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 国や自治体において、庁舎・施設に太陽光発電を最大限導入
- 日本の技術を活用した、新興国での排出削減
  →「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

（参考）現行計画からの個別対策の主な強化内容

＜エネルギー起源CO_2＞

産業部門（▲7%→▲37%）
- ・低炭素工業炉の導入
- ・産業ヒートポンプの導入
- ・産業用モータ・インバータの導入
- ・化学の省エネプロセス技術の導入
- ・施設園芸分野の省エネ化
- ・省エネ農機・漁船の導入
- ・FEMSを利用したエネルギー管理

約▲6%

- ・電力の脱炭素化等に伴う削減　約▲25%

家庭部門（▲39%→▲66%）
- ・住宅の省エネ化
- ・高効率給湯器の導入
- ・高効率照明の導入
- ・浄化槽の省エネ化
- ・トップランナー制度による省エネ性能向上
- ・HEMSの活用

約▲6%

- ・電力の脱炭素化等に伴う削減　約▲20%

業務その他部門（▲40%→▲50%）
- ・建築物の省エネ化
- ・BEMSの活用
- ・廃棄物処理における取組
- ・トップランナー制度による省エネ性能向上

約▲3%

- ・電力の脱炭素化等に伴う削減　約▲7%

運輸部門（▲27%→▲38%）
- ・トラック輸送の効率化
- ・次世代自動車の普及、燃費改善等
- ・公共交通機関の利用促進
- ・航空分野の脱炭素化
- ・エコドライブ、カーシェアリング

約▲10%

- ・電力の脱炭素化等に伴う削減　約▲1%

＜エネルギー起源CO_2以外＞

非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O（▲8%→▲16%）
- ・廃棄物焼却量の削減　約▲8%

吸収源（追加1,100万t-CO2）
- ・森林吸収源対策　2,700→3,800
- ・農地土壌炭素吸収源対策　793→850

HFC等4ガス（フロン類）（▲25%→▲44%）
- ・ノンフロン、低GWP化の推進　約▲9%
- ・漏えい防止　約▲4%
- ・廃棄時の回収促進　約▲3%
- ・廃エアコンの適正処理の推進　約▲3%

地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）

環境省

主な改正点とそのポイント

①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念として位置付け**。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の手続ワンストップ化等の特例**を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

地球温暖化対策推進法の一部改正の概要②

改正地球温暖化対策推進法の概要　地域の脱炭素化について（１）

環境省

１．都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第３項）。

（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

(2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第６項及び第７項）。

2．市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。

(2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第４項）。

（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）

(3) **すべての市町村**は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業**（※１）**の促進に関する事項**として、**促進区域**(※２)、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等**を定めるよう努める**こととする（第21条第５項）。

3．地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること**等について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の２）。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※３）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けることができる（第22条の５～第22条の11）。

※　１　再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第２条第６項)。

※　２　環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第６、７項）

※　３　自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。